

横浜市脳血管疾患救急医療体制 参加基準

当該医療機関が責任を持って次の条件を満たすものを、「横浜市脳血管疾患救急医療体制参加医療機関」とする。

参加基準項目	必須項目	超急性期の脳梗塞患者に対して、t-PA静注療法を実施する場合の必須項目
1 次のいずれかであること。 ① 地域医療支援病院（医療法第4条1項に規定する地域医療支援病院） ② 「救急病院等を定める省令」に基づき認定された救急病院又は救急診療所（救急告示病院） ③ 救命救急センター	○	○
2 神経内科医師又は脳神経外科医師など脳血管疾患を専門とする医師が対応できること（専門の医師が常駐していない場合でもオンコール体制により、迅速に脳血管疾患専門の医師が対応できること）。	○	○
3 CT又はMRIが来院から速やかに実施できる院内体制が整備されていること。	○	○
4 急性期リハビリテーションを行えるPT（理学療法士）及びOT（作業療法士）が常勤していること。	○	○
5 毎日、脳血管疾患救急搬送の応需情報を、横浜市救急医療情報システム（以下、YMIS）に登録し、救急隊に提供すること。ただし、脳卒中の受入可能又は、t-PA実施可能な情報をYMISに登録する場合は、別紙の「YMIS登録条件」を満たす場合に限ること。	○	○
6 t-PA静注療法実施可能とYMISに登録している時間帯には、神経内科医師又は脳神経外科医師など脳血管疾患専門の医師が在院していること。		○
7 日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講した医師の指導の下で実施できる体制であること。		○
8 脳神経外科的な処置が必要な患者に対して迅速に行える体制が整備されていること。		○
9 t-PA静注療法を実施した場合、その後、患者管理の観点から、最短でも24時間まで、副作用の発現に速やかに対応できるよう、必要な観察を継続できる体制が取れること。		○

※その他留意事項

t-PA静注療法を実施する場合は、「（別紙）超急性期脳卒中加算に関する施設基準」を満たしていることが望ましい。

(別紙)

超急性期脳卒中加算に関する施設基準

- ① 当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤医師（専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-P A適正使用に係る講習会を受講している。
- ② 薬剤師が常時配置されている。
- ③ 診療放射線技師及び臨床検査技師が常時配置されている。
- ④ 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。
- ⑤ 脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有している。ただし、ICUやSCUと兼用であっても構わないものとする。
- ⑥ 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えている。ただし、これらの装置及び器具を他の治療室と共有していても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
 - ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
 - イ 除細動器
 - ウ 心電計
 - エ 呼吸循環監視装置
- ⑦ コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制である。

YMIS登録条件

(1) t-P A実施可能及び血栓回収療法実施可能「◎」の登録条件

- ① 神経内科医師又は脳神経外科医師など脳血管疾患の専門医師が在院していること。
- ② 日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-P A適正使用に係る講習会を受講した医師の指導の下で実施できる体制であること。
- ③ 脳神経外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。
- ④ t-P A静注療法の治療開始後、最短でも24時間まで、副作用の発現に速やかに対応できるよう、必要な観察を継続できる体制が取れること。
- ⑤ 血栓回収療法を実施可能な脳血管撮影装置が整備されていること。
- ⑥ 脳血管内治療専門医又はそれに準じる経験を有する医師による治療ができる体制が取れていること（オンコール可）。

(2) t-P A実施可能「○」の登録条件

上記、t-P A実施可能及び血栓回収療法実施可能「◎」の登録条件のうち、⑤⑥の条件を除いたものであること。

(3) 脳卒中の受入可能「△」の登録条件

- ① 神経内科医師又は脳神経外科医師など脳血管疾患の専門医師が速やかに対応可能であること（オンコール可）。
- ② 横浜市における脳血管疾患救急医療機関の参加基準に基づき、脳出血やくも膜下出血などの脳卒中に対し、脳神経外科的処置やt-P A静注療法以外の内科的処置が可能。